

主な内容

- 2……消防白書
- 3～6……なばり市議会だより
- 7……アドバンスコープADSホール催物、国津の杜の行事
- 8……「認知症の人と家族の会」伊賀地区つどい・交流会

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp ㊚http://www.city.nabari.lg.jp

**対象者には、2月中旬に申請書を送付
積極的な登録をお願いします。**

対象となる人 ▼身体障害者手帳(肢体1・2級、視覚1・2級、聴覚2級)をお持ちの人

- ▼精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの人
- ▼知的障害者で療育手帳Aをお持ちの人
- ▼介護が必要な要介護認定3～5の人
- ▼70歳以上の高齢者のみの世帯

※施設、病院などに長期入所・入院している人を除く
◎上記対象者以外で、災害時に支援が必要と思われる人も登録できます。詳しくは、健康福祉政策室(☎63-7579)または、危機管理室(☎63-7271)へご連絡ください。

登録方法 対象者には、2月中旬に災害時要援護者登録申請書(兼個人情報提供の同意書)を送付予定ですので、これを市へ提出してください。

※登録申請書は、昨年までに登録の意思表示をしていない人へ送付します。一度登録されると、名張市民である限り有効です。

災害時要援護者を地域全体で支援



青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会
会長 伊部 武治 さん

青 蓮寺・百合が丘地域では、市から提供を受けた同意者リストを基に、要援護者在宅マップを作成。そのマップを各自治会長・班長が管理し、災害時の安否確認や避難支援につなげます。

ま た、昨年9月に行った防災訓練では、災害時要援護者の皆さんに、事前配布した黄色のリストバンドを着けて参加していただきました。これは、災害時、支援を必要とする皆さんを一目で分かるようにし、地域全体で支援していこうとするものです。この取組みは始めたばかりですので、問題点などを検証し、よりよい方法を模索しながら、災害に備えたいと考えています。

こ のような取組みも大切ですが、災害時に一番必要なことは隣近所の助け合いです。わたしは、日ごろから「呼び掛け、声掛け、話し掛け、絆でつながる隣組」と近所付き合いの大切さを呼び掛けています。また、災害時のいろいろな取組みも、顔と顔が見える関係があってからこそです。災害時支援を必要とする皆さんも積極的に地域行事や、防災訓練への参加をお願いします。

大規模災害時、「自助」「共助」が不可欠
阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊で閉じ込められたり、生き埋めになったりした人のうち、約98%の人が自力

で脱出、あるいは家族、友人、隣人、通行人に助けられました。また、東日本大震災で津波被害を受けた宮城県塩竈市の桂島では、島の約半数の家屋が被害に遭う中、島民が助け合い避難することで、

要援護者の同意者名簿は「地域の助け合い」に活用
「災害時要援護者支援制度」では、市は、自力避難が難しい

一人の死者も出ませんでした。このように大規模災害時は、自分の身は自分で守る「自助」家族や地域で助け合う「共助」が不可欠になります。そこで、市は、災害時の地域の支え合いを支援する一つの方法として「災害時要援護者支援制度」を平成22年2月にスタートさせました。

※この制度は、地域の助け合いにより被害を減らそうとするもので、地域の皆さんが責任を負うものではありません。

市では、災害時に自力避難が困難と思われる人について、本人の同意を得た上で、災害時要援護者として登録(名簿の作成)を行っています。名簿は支援体制の整った地域づくり組織に提供し、災害時の安否確認や避難誘導の助け合いに活用いただきます。今号では、制度の概要と、青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会の取組みをご紹介します。

健康福祉政策室 ☎63-7579
危機管理室 ☎63-7271

高齢者などへ申請書を送付し、地域関係者に氏名や住所などの個人情報を提供することについての同意を確認。同意した人を名簿に登録します。支援体制の整った地域づくり組織にこの名簿を提供しています。地域関係者は、名簿に記載された人に聴き取りなどをし、個別台帳などを作成。災害発生時には安否確認や避難誘導に役立てます。

災害時要援護者支援制度
災害時に自力避難が難しい人を、事前に登録します。
地域の助け合いが命を救う!



▲宮城県塩竈市桂島(写真)では、地震発生時、島民同士が体の不自由な人を介助するなどして全員が避難。どこにだれが住んでいるかを事前に把握していたことが死者ゼロにつながりました。